

締約国に関する情報 I E	アイルランド 一般情報	附属書 B 1 I E
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Ireland (アイルランド知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Government Offices, Hebron Road, Kilkenny, R95 H4XC, Ireland	
電話番号	(353-56) 772 01 11	
ファクシミリ装置	(353-56) 772 01 00	
電子メール	ipinfo@ipoi.gov.ie	
インターネット	www.ipoi.gov.ie	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
アイルランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりアイルランド知的所有権庁、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
アイルランドが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
アイルランドを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するアイルランドの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合 (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願: 当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情により相当な補償 (2) EPOの公用語で公開されなかった国際出願: (1)に規定する保護は、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない	
アイルランドが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報は、 附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照 <sup>1</sup>		

1 欧州特許についてアイルランドを指定している国際特許出願の出願人は、優先日から31箇月以内に、国際出願を1992年特許法第II部に基づくアイルランドにおける特許出願として扱うよう請求することができる (2019年著作権及びその他の知的財産の法規定に関する法律、2019年12月2日施行によって制定された、1992年特許法第127A条、及び2019年特許 (改正) 規則87A, S. I. 589/2019を参照)。